

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施し、児童の健全育成を図るため、学童クラブを設置する。

(名称及び位置等)

第2条 学童クラブの名称、位置及び定員は、別表第1のとおりとする。

(利用できる者の範囲)

第3条 学童クラブを利用することができる者は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童で次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) うるま市に住所を有している児童

(2) うるま市内の小学校(義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を含む。)に就学している児童

2 第11条の規定による指定を受けて学童クラブの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、前項に規定する者の利用に支障がないと認めるときは、それ以外の者に学童クラブを利用させることができる。

(事業)

第4条 学童クラブは、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。

(2) 遊びの活動への意欲及び態度の形成に関すること。

(3) 遊びをとおして児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ること。

(4) 児童の遊びの活動状況の把握及び家族への連絡に関すること。

(5) その他児童の健全育成上必要な事業に関すること。

(開所時間)

第5条 学童クラブの開所時間は、正午から午後7時までとする。ただし、学校の休業日(その日が次条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定による利用の場合にあっては、指定管理者が必要と認めたときはこれを変更することができる。

(休所日)

第6条 学童クラブの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、臨時に休所することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)

(4) 6月23日(慰霊の日)

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定による利用の場合にあっては、指定管理者が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(入所の承認)

第7条 学童クラブに入所しようとする児童の保護者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

(1) 当該児童が疾病等の理由により入所に適さないとき。

(2) その他学童クラブの管理運営上支障があるとき。

3 指定管理者は、別表第1右欄に定める定員を超えて児童を入所させてはならない。

(保育料等)

第8条 学童クラブに入所した児童(以下「入所児童」という。)の保護者は、指定管理者に学童クラブの利用に係る料金(以下「保育料」という。)を支払わなければならない。この場合において、保育料は、指定管理者の収入とする。

2 保育料は、入所児童1人につき別表第2に定める額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前2項に定める保育料のほか、おやつ代、昼食代、教材費、保険料等児童の健全育成を図るために必要な費用を保護者から徴収することができる。この場合において、指定管理者は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、当該必要な費用の額を定めなければならない。

(保育料等の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定める特別な理由があるときは、前条の保育料等を減額し、又は免除することができる。

(保育料等の不還付)

第10条 既に支払われた保育料等は、還付しない。ただし、指定管理者が、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 学童クラブの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定する者に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 第7条に規定する入所の承認に関する業務
- (3) 第8条から第10条までに規定する保育料等に関する業務
- (4) 第17条から第21条まで、第23条及び第24条に規定する利用に関する業務
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他学童クラブの管理及び運営に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第13条 学童クラブの指定管理者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、市長に申請しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定等)

第13条の2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、うるま市学童クラブ条例施行規則(平成28年うるま市規則第28号。以下「規則」という。)で定めるところにより公募するものとする。

2 市長は、前条の規定により指定管理者の指定の申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に学童クラブの管理を行うことができると認める者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書による施設の管理運営が、利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設及び設備の効用を最大限に発揮できるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られているものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 学童クラブの設置目的、特性、規模等から特定の団体に管理させることが、適切な管理運営に資すると認めるとき。
- (2) 緊急の必要により公募することができないとき。
- (3) 申請した団体の中に指定管理者として、適当な団体がないと認められたとき。
- (4) 施設の状況等を勘案して当該学童クラブの管理に最も適した団体が当該区域内の住民で構成する団体と認めるとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(協定の締結)

第14条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と学童クラブの管理及び運営に関する協定を締結しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が法第244条の2第10項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わないものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第16条 市長は、第13条の2第2項又は第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は前条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(利用の許可)

第17条 第3条第2項の規定により利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可の基準)

第18条 指定管理者は、前条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、許可しないことができる。

- (1) 感染性疾患が疑われるとき。

- (2) この条例及びこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (4) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (6) 施設の管理運営上支障があると認めるとき。
- (7) その他指定管理者がその利用が不相当であると認めるとき。

(許可の決定等)

第19条 指定管理者は、[第17条](#)の許可の申請があったときは、許可をする旨又は許可をしない旨の決定をし、当該申請をした者に対し通知するものとする。

(許可の条件)

第20条 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、[前条](#)の許可に条件を付することができる。

(利用の制限等)

第21条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認める者に対して、利用を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (4) その他施設の管理上必要な指示に従わない者

(目的外利用の禁止等)

第22条 [第17条](#)の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた目的以外に施設を利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第23条 指定管理者は、利用者が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) [第18条各号](#)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (3) 利用目的以外の利用又は利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により[第19条](#)の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他の避けることのできない理由により必要があるとき。
- (6) 公益上必要があるとき。
- (7) その他管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 [前項](#)の規定によりその利用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止した場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めは負わないものとする。

(利用料金)

第24条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、[別表第3](#)に定める額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とすることができる。

4 [第9条](#)及び[第10条](#)の規定は、利用料金について準用する。この場合において、「保育料等」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

(利用者の原状回復の義務)

第25条 利用者は、学童クラブの利用が終了したとき、又は[第23条](#)の規定により利用できなくなったときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は[第15条第1項](#)の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第27条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により学童クラブの建物、設備、備品その他物件を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長が必要であると認める事項を記載した書面により市長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第28条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において[第15条第1項](#)の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 学童クラブの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 保育料等の徴収の実績
- (3) 学童クラブの維持管理に係る経費の収支状況
- (4) その他指定管理者による学童クラブの管理の実態を把握するために必要な事項  
(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第29条 指定管理者は、その個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報(同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。次項において同じ。)の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施しなければならない。

- 2 第12条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。  
(市による管理)

第30条 市長は、学童クラブの管理運営上特に必要があると認めるときは、直接学童クラブを管理することができる。

- 2 前項の市による管理については、第3条第2項、第7条から第10条まで、第17条から第21条まで及び第23条から第25条までの規定を準用する。この場合において、第3条第2項中「第11条の規定による指定を受けて学童クラブの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条、第10条、第17条から第21条まで、第23条、第24条第1項及び第3項並びに第25条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項中「料金」とあるのは「使用料」と、同項及び第24条第1項中「支払わなければ」とあるのは「納付しなければ」と、第8条第2項及び第24条第2項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第24条の見出し並びに同条第2項、第3項及び第4項並びに別表第3中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。  
(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、田場学童クラブの供用開始の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第13条から第16条までの規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成28年9月30日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1に加える改正規定は、当該施設の供用開始の日から施行する。

附 則(平成29年9月29日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成30年規則第1号で平成30年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後のうるま市学童クラブ条例(以下「改正後の条例」という。)第13条の2の規定によるシビックセンター学童クラブの指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

附 則(令和元年7月1日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和2年規則第39号で令和2年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後のうるま市学童クラブ条例の赤道学童クラブ及び宮森学童クラブについて、第7条の規定による入所の承認及び第13条の2の規定による指定管理者の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年6月30日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後のうるま市学童クラブ条例の与那城学童クラブについて、第7条の規定による入所の承認、第8条第2項の規定による保育料の承認、第13条から第16条までの規定による指定管理者の指定等、第24条第2項の規定による利用料金の決定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和5年3月24日条例第1号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の整備及び経過措置)

第5条

- 2 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の同項各号に掲げる条例の規定第2項に規定する指定管理者の業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該業務に従事していた者に係る前項の規定による改正前の同項各号に掲げる条例の規定第2項の規定による義務については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

名称	位置	定員
田場学童クラブ	うるま市字田場822番地1	30人
南原学童クラブ	うるま市勝連南風原305番地	40人
シビックセンター学童クラブ	うるま市勝連平安名3047番地	40人
赤道学童クラブ	うるま市字赤道921番地	40人
宮森学童クラブ	うるま市石川一丁目46番1号	40人
与那城学童クラブ	うるま市与那城屋慶名530番地1	40人

別表第2(第8条関係)

1月当たりの保育料の限度額	長期休業期間の保育料加算の限度額
8,000円	夏季 5,000円 冬季 2,000円 学年始 1,000円 学年末 1,000円

別表第3(第24条関係)

種別	単位時間	利用料金の限度額
学童クラブ	1時間	1,000円
冷房	1時間	500円